

Client Alert

2018年4月号 (Vol.52)

1. はじめに
2. 知的財産法：TPP11協定の知的財産法への影響
3. 競争法 / 独禁法：TPP11協定署名により確約手続の導入に目処
4. 競争法 / 独禁法：中国の3つの競争当局が統合へ
5. エネルギー・インフラ：改正再エネ特措法施行規則・関連告示の公布・施行
6. 労働法：「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」報告書公表
7. 会社法：金融庁・東証、コーポレートガバナンス・コードの改訂案と投資家と企業の対話ガイドライン案の公表、パブリックコメント手続開始
8. 危機対応：日本版司法取引に係る政令の公布及び最高検察庁による運用指針の通達
9. 一般民事：消費者契約法の一部改正法案の国会提出
10. M&A：会社法制（企業統治等関係）部会、会社法中間試案において株式交付の導入を提案
11. ファイナンス・ディスクロージャー：IPO直後に粉飾決算が発覚した場合の主幹証券会社の責任を肯定した原審の判断を覆した控訴審判決
12. 税務：平成29年度改正 外国子会社合算税制に関するQ&Aの公表
13. 中国・アジア（ミャンマー）：競争法規則の成立
14. 新興国：UAEにおける外資規制緩和の進展
15. 国際訴訟・仲裁：ICC及びSIACの2017年の実績数値

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2018年4月号 (Vol.52) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

2. 知的財産法：TPP11協定の知的財産法への影響

2018年3月27日、政府は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）及び国内法改正法案の国会提出について閣議決定しました。

従前既に成立していたものの、発効の目処が立っていなかった「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律¹」に伴う著作権法、特許法、商

¹ 新法律名は、「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」

Client Alert

標法の以下の改正について、施行期日が、「環太平洋パートナーシップ協定の発効日」から、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の発効日」に改正されます。

特に著作権法の改正は、実務に大きな影響を及ぼす内容となっています。

著作権法

- ・著作物等の保護期間を 50 年から 70 年に延長
- ・著作権等侵害罪の一部非親告罪化
- ・アクセスコントロールの回避等に関する措置の著作権侵害みなし
- ・配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与
- ・損害賠償に関する規定の見直し

特許法

- ・発明の新規性喪失の例外期間の延長
- ・特許権の存続期間の延長制度の整備

商標法

- ・損害賠償に関する規定の見直し

パートナー 小野寺 良文
☎ 03-5223-7769
✉ yoshifumi.onodera@mhjapan.com
オブ・カウンセル 田中 浩之
☎ 03-6266-8597
✉ hiroyuki.tanaka@mhjapan.com

3. 競争法 / 独禁法 : TPP11 協定署名により確約手続の導入に目処

確約手続を導入する改正独禁法が施行に向けて前進する見通しとなりました。

Client Alert 2017 年 1 月号 (Vol.37) でお伝えしたように、確約手続は、公取委による調査の対象となった独禁法違反の疑いのある行為を、公取委と行為事業者の合意によって自主的に解決する手続です。当初、確約手続を導入する改正独禁法の施行日は、環太平洋パートナーシップ協定 (TPP 協定) が日本国について効力を生ずる日と定められていました。しかし、その後、米国が TPP 協定からの離脱を宣言したことにより、TPP 協定は発効できず、改正独禁法の施行日が到来しない状態が続きました。

2018 年 3 月 8 日、米国を除く TPP 協定参加 11 か国により TPP11 協定が署名され、これを受けて、3 月 27 日には、TPP 協定の締結に伴う関係法律整備法の改正案が国会に提出されました。この改正案が国会で可決されれば、改正独禁法の施行日は、元の TPP 協定に代わり、TPP11 協定が日本国について効力を生ずる日と改められます。

Client Alert

TPP11 協定は、各参加国における国内承認手続を経て 2019 年にも発効する見通しが報じられており、確約手続を導入する改正独禁法も施行に向けて前進することになります。

なお、確約手続を導入する改正独禁法の内容は、Client Alert 2017 年 1 月号 (Vol.37) で紹介したとおりであり、今国会に提出された改正法案における変更点はありません。

パートナー 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhmjapan.com
アソシエイト 市川 雅士
☎ 03-6266-8737
✉ masashi.ichikawa@mhmjapan.com

4. 競争法 / 独禁法 : 中国の 3 つの競争当局が統合へ

2018 年 3 月 17 日、中国の立法機関である全国人民代表大会で、政府機構の再編案が可決されました。再編の内容は多岐に渡りますが、本再編により、これまで 3 つに分かれていた中国独禁法の執行機関が 1 つに統合されることになりました。

中国独禁法は、2008 年の施行後約 10 年間に渡り、3 つの政府機関が職責を分担してその執行に当たってきました (事業者集中 (企業結合) については商務部、価格制限行為については国家発展改革委員会、非価格制限行為については国家工商行政管理総局)。

本再編後は、上記 3 つの政府機関が分担してきた中国独禁法の執行に関する権限は、国家工商行政管理総局を改組して新設された国家市場監督管理総局に移管され、執行が一元化されることになりました。執行機関の一元化により、法解釈や運用等の一元化も期待されますが、それにより、従前の運用が変更される可能性もあります。企業結合審査については、商務部の担当部署がそのまま移管されることから運用の大きな変更は生じないと見る現地専門家もいますが、移管前後は余裕を持ってスケジュールを策定することが望ましいと考えられます。

なお、国家市場監督管理総局への権限移管の具体的なスケジュールは現時点では公表されておらず、今後の発表を注視する必要があります。

パートナー 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhmjapan.com
アソシエイト 市川 雅士
☎ 03-6266-8737
✉ masashi.ichikawa@mhmjapan.com

Client Alert

5. エネルギー・インフラ：改正再エネ特措法施行規則・関連告示の公布・施行

2018年3月30日、経済産業省は、改正再エネ特措法施行規則・改正関連告示を公布し、併せてパブリックコメントの募集結果（「パブコメ結果」）を公表しました。これらは同年4月1日付で施行されています。内容は、概ねパブリックコメント募集時の改正案の内容²を維持・具体化したものとなっていますが、特に下記の点が注目されます。

(1) 運転開始期限について

太陽光発電に関するものと同様、系統事由等の発電事業者の責めに帰さない理由による遅延に関しても、例外なく運転開始期限が適用される旨がパブコメ結果において明示されています。また、風力発電及び地熱発電に関する運転開始期限については、認定申請の際現に環境影響評価法に基づく環境アセスを行っている場合にあっては8年とされているところ、条例に基づく環境アセスによっては8年への延長は認められないことが、同じくパブコメ結果で明示されています³。

既認定案件（平成29年度までに認定された風力発電、中小水力発電、地熱発電及びバイオマス発電の案件並びに経過措置により平成29年度の認定とみなされる同案件）については、運転開始期限は設定されないことがパブコメ結果において明示されています。

(2) 発電設備の設置場所に関する規制

設備の設置場所の変更が変更認定事由となる点について、原則として変更認定は認められず、例外的に、(i) 隣接する一連の地番（電線路により電氣的に接続している発電設備を設置する飛び地を含む。）の追加又は削除や、(ii) 運転開始後において一定のやむを得ない理由がある場合に限り変更認定が認められる旨が、パブコメ結果において明らかにされました。

また、かかる変更認定につき、「一般の改正においては、当該変更認定を調達価格の変更事由とはして」いないことがパブコメ結果において明示されています。

(3) 経過措置

申請期限までに申請したにもかかわらず平成29年度中に（変更）認定を受けられなかった案件や、改正の施行前から発電出力の増加を予定していた案件等については、平成30年度の調達価格の適用について、一定の経過措置が設けられています。

以上のほか、陸上風力発電の出力20kW未満の区分を20kW以上の区分に統合する点については、反響の大きさを踏まえ、改正案通り統合は行うものの、今後FIT制度外で

² 詳細は先月号の Client Alert (Vol.51) をご参照。

³ この他、パブコメ結果において、8年間の運転開始期限が非常に長いという意見内容を受け、今後も運転開始期限については適宜見直しを行っていくという考え方が示されており、今後の動向を注視する必要があります。

Client Alert

の支援の在り方を検討していくことが、パブコメ結果において示されている点等が注目されます。

上記改正は、実務に大きな影響を与える内容を含んでおりますので、今後の動向については、引き続き注意を要します。

パートナー 小林 卓泰
☎ 03-5223-7768
✉ takahiro.kobayashi@mhmjapan.com
アソシエイト 山路 諒
☎ 03-6213-8126
✉ ryo.yamaji@mhmjapan.com
アソシエイト 森 勇貴
☎ 03-6213-8169
✉ yuki.mori@mhmjapan.com

6. 労働法：「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」報告書公表

2018年3月30日、厚労省は、「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」報告書を公表し、新たなパワハラ行為の定義を提示しました。

今回、厚労省が示した、職場でのパワハラ行為の要件は3つあり、優越的な関係に基づいて(優位性を背景に)行われること、業務の適正な範囲を超えて行われること、身体的若しくは精神的な苦痛を与えること又は就業環境を害することの要素に当てはまるものとしています。

なお、の身体的・精神的苦痛又は就業環境を害することの判断については、一定の客観性が必要となることから「『平均的な労働者の感じ方』を基準とする」としています(「受け止めたほうがパワハラと思えばパワハラ」という一般的な説明は誤りです。なお、セクハラも同様の基準で判断されます。)

実務上はの要件の該当性が問題となることが多いといえますが、今回の報告書では、業務上明らかに必要性のない行為、業務の目的を大きく逸脱し、手段として不適当な行為、当該行為の回数、行為者の数等、その態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える行為、などが典型事例として説明されています。

パワハラに関するトラブルは年々増加の一途をたどっています。経営陣の意識改革を含め、社内でパワハラ防止について徹底を行わなければ、大きなリスクを負うことになりかねません。今回の報告書をもとに、社内研修等について取り組むことが必須といえます。

パートナー 荒井 太一
☎ 03-5220-1853
✉ taichi.arai@mhmjapan.com

Client Alert

7. 会社法：金融庁・東証、コーポレートガバナンス・コードの改訂案と投資家と企業の対話ガイドライン案の公表、パブリックコメント手続開始

2018年3月30日に、株式会社東京証券取引所（「東証」）は、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議（「フォローアップ会議」）の提言を踏まえ、コーポレートガバナンス・コードの改訂案（「コード改訂案」）を公表し、パブリックコメント手続を開始しました。

また、フォローアップ会議では、コーポレートガバナンス・コードの改訂に合わせて、機関投資家と企業の対話において重点的に議論することが期待される事項を取りまとめた「投資家と企業の対話ガイドライン」（「対話ガイドライン」）の策定も提言しており、これを踏まえて、金融庁は、2018年3月26日に、対話ガイドライン案を公表し、パブリックコメント手続を開始しています。企業が今後、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施する場合や、実施しない理由の説明を行う場合には、本ガイドラインの趣旨を踏まえることが期待されることになります。

コード改訂案及び対話ガイドライン案においては、例えば、政策保有株式に関して、主要な政策保有株式に限らず個別の政策保有株式について、資本コスト等に照らして保有の適否を検証してその内容を開示すること、CEOの選解任に関して、取締役会がCEOの後継者計画の策定・運用に主体的に関与することやCEOを解任するための手続を確立すること、経営陣幹部の報酬に関して、取締役会が経営陣の具体的な報酬額を決定すること、指名・報酬に関して、任意の独立した諮問委員会を設置すること、企業年金がアセットオーナーとしての機能を発揮できるように人事面や運営面を支援すること、資本コストを的確に把握した上で、事業ポートフォリオの見直し等の果敢な経営判断や投資戦略・財務管理を行うこと等が要請されています。

コード改訂案と対話ガイドライン案のパブリックコメント手続期限はいずれも2018年4月29日です。その後、コーポレートガバナンス・コードの改訂は、2018年6月を目途に実施するとされており、上場会社は、改訂後のコードの内容を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する報告書を、準備ができ次第速やかに、遅くとも2018年12月末までに提出することが求められますので、パブリックコメントの結果に留意が必要です。

<参考資料>

東証：フォローアップ会議の提言を踏まえたコーポレートガバナンス・コードの改訂について
<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20180330-01.html>

金融庁：投資家と企業の対話ガイドライン（案）の公表について
<https://www.fsa.go.jp/news/30/singji/20180326-2.html>

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhmjapan.com

アソシエイト 松村 謙太郎

☎ 03-6266-8938

✉ kentaro.matsumura@mhmjapan.com

Client Alert

8. 危機対応：日本版司法取引に係る政令の公布及び最高検察庁による運用指針の通達

2018年3月22日、日本版司法取引の対象となる特定犯罪のうち、「財政経済関係犯罪」(改正後の刑事訴訟法第350条の2第2項第3号の罪)を定める政令が公布されました。同政令によれば、会社法や不正競争防止法に留まらず、いわゆる業法を含む、これまで検挙されてきた財政経済犯罪が日本版司法取引の対象として広く挙げられています。同政令第1号から第48号までに規定された法律の罪については、具体的な罰条は特定されておらず、当該法律の罪全体が「財政経済関係犯罪」に該当するとされています。

財政経済犯罪が広く司法取引の対象とされる一方で、最高検察庁は、2018年3月20日、全国の地方検察庁及び高等検察庁に対して日本版司法取引の運用指針を通達したと報道されています。同指針では、裏付け証拠等の証言を信用できる事情があるかを慎重に見極めた上で司法取引を成立させるとされており、また、司法取引の対象とすることについて国民の理解が得られる事案かどうかも重視されているとのことです。このような運用指針は、最高検察庁新制度準備室が示していた考え方と同様ですが、さらに、同指針では、司法取引の開始及び成立には高等検察庁及び最高検察庁の承諾が必要とされているとのことです。

司法取引制度は、虚偽供述による冤罪の危険性等が指摘されているところであり、慎重に運用を開始しようとする検察庁の姿勢が伺われます。そのため、しばらくの間は、実際に司法取引が成立する事案は限定的になるように思われます。

ご案内のとおり、日本版司法取引は2018年6月1日から運用が開始されるため、実際の運用が注目されるところです。

パートナー 藤津 康彦
☎ 03-6212-8326
✉ yasuhiko.fujitsu@mhjapan.com
アソシエイト 村田 昇洋
☎ 03-6266-8558
✉ shoyo.murata@mhjapan.com

9. 一般民事：消費者契約法の一部改正法案の国会提出

2018年3月2日、消費者契約法の一部改正法案が閣議決定され、国会に提出されました。この改正法案は、2016年の消費者契約法の改正の際に引き続き検討を行うこととされていた論点について、2017年8月に消費者委員会から示された改正の方針に関する答申、及び、同月から9月にかけて実施されたパブリックコメント(意見募集)の結果を踏まえ提出されたものです。

Client Alert

この改正法案では、消費者と事業者との間の交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護を図るため、消費者契約に関する被害事例等を踏まえ、主に次の4つの点について改正が行われています。

第1に、消費者が事業者の勧誘により困惑して申込み等の意思表示をした場合に取り消すことができる類型として、恋愛感情を利用したいいわゆる「デート商法」や、根拠なく不安をあおって商品を売りつける「不安商法」等、消費者の社会生活上の経験不足を不当に利用した勧誘行為が追加されています。

第2に、不利益事実の不告知に該当する主観的要件について、これまでの「故意」に加えて、新たに「重大な過失」が追加されています。

第3に、無効となる不当な契約条項として、事業者が自身で責任の有無及び限度を決定することができる条項、及び消費者の後見等のみを理由に事業者が契約を解除できるとする条項等が追加されています。

第4に、事業者の努力義務として、消費者契約の条項の作成に際し、解釈の疑義が生じない明確かつ平易なものになるよう配慮すること、及び契約の勧誘に際し、個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で必要な情報を提供することが明示されました。

この改正法案は、公布日から起算して1年を経過した日に施行されることとなります。

特に消費者を直接の相手方とする事業を営む企業にとっては、消費者契約法の改正は重要な意味を持ちますので、改正法案の内容を踏まえ、必要に応じて、自社の規約や実務を見直す必要があります。

パートナー 早川 学
☎ 03-5223-7748
✉ gaku.hayakawa@mhmjapan.com
アソシエイト 梅本 麻衣
☎ 03-6266-8753
✉ mai.umemoto@mhmjapan.com

10. M&A：会社法制（企業統治等関係）部会、会社法中間試案において株式交付の導入を提案

2018年2月14日、会社法制（企業統治等関係）部会において、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」（「本試案」）が取りまとめられ、本試案第三部第二においては、買収会社（「株式交付親会社」）が他の会社（「株式交付子会社」）を子会社とする場合に、株式交付親会社の株式を対価として株式交付子会社の株式を取得することを認める「株式交付」を新たに設けることが提案されています。

本試案において、株式交付は、株式交付親会社の株主及び債権者の保護等に関して株式交換と同様の規律の適用があるものとされています。株式交付において、株式交付親

Client Alert

会社は、株式交換と同じく、株式交付親会社の株式と併せて当該株式以外の財産を対価とすることができることが前提とされていますが、株式交換と異なり、株式交付親会社の株式を全く交付しないことは想定されていません。また、株式交付をすることができる場合は、他の株式会社を新たに、いわゆる形式基準の子会社（会社法施行規則 3 条 3 項 1 号に規定する子会社）とする場合に限定することとされています。さらに、株式交付による株式交付子会社の株式の取得は有償の譲受けに該当することから、公開買付規制の対象となることがあり、また、場合によっては金融商品取引法上の開示規制（募集・売出し等）に服することもある等、留意すべき点が少なくありません。

本試案は 2018 年 2 月 28 日から 4 月 13 日までパブリックコメント手続に付されていますが、株式交付制度は M&A 実務に非常に大きな影響を与えられまますので、同手続の結果も含め、今後の動向に注目する必要があります。

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com

アソシエイト 足立 悠馬

☎ 03-6266-8997

✉ yuma.adachi@mhmjapan.com

11. ファイナンス・ディスクロージャー：IPO 直後に粉飾決算が発覚した場合の主幹事証券会社の責任を肯定した原審の判断を覆した控訴審判決

東京高等裁判所は、2018 年 3 月 23 日、株式会社エフオーアイ（「FOI」）の有価証券届出書の虚偽記載に関する損害賠償事件につき、東京地方裁判所による原判決を一部取り消す判決を言い渡しました。原判決は、主幹事である元引受証券会社の投資家に対する金融商品取引法 21 条 1 項 4 号の責任を肯定した我が国における初めての例でしたが、本控訴審判決により、かかる責任は否定されました。

本事件は、FOI が 2009 年 11 月 20 日にマザーズ市場に新規上場したところ、2010 年 5 月 12 日、直近事業年度の売上高の 9 割以上が架空の売上であったという大規模な粉飾決算による有価証券届出書の虚偽記載が明らかになり、同年 6 月 15 日に上場廃止となったことから、FOI の株式を取得した株主らが、当該新規上場に係る関係者等の損害賠償責任を求めたものです。

原判決と本控訴審判決の最も大きな違いは、FOI の粉飾の存在等を指摘する匿名の投書（第 1 投書及び第 2 投書）に接した場合における主幹事証券会社の注意義務の具体的内容の解釈にあると解されます。

Client Alert

すなわち、原判決は、FOIの事情をよく知る内部者が作成したことが推認される投書において粉飾決算の事実が具体的に指摘されていたことに鑑み、主幹事証券会社は、本件においては、「通常の審査とは異なる方法により、当該情報の真偽を確認すべき注意義務を負うに至ったというべき」と判断し、当該義務の不履行を認定して主幹事証券会社の責任を認めました。

これに対し、本控訴審判決は、主幹事証券会社に対し、粉飾決算の存否（匿名投書の真偽）を自ら確認したことは求めませんでした。すなわち、会計監査を経た財務情報（財務計算部分以外のものを含む）の部分については、公認会計士による監査結果の信頼性に疑義を生じさせるような事情が判明した場合においても、「一般の元引受証券会社を基準として通常要求される注意を用いて監査結果に関する信頼性についての疑義が払拭されたと合理的に判断できるか否かを確認するために必要な追加調査を実施すれば足り」と判断した上で、本件の投書に触れた主幹事証券会社としては、「そこで指摘された手法での粉飾の存在の蓋然性」と「それを会計監査の過程で見逃した可能性」について調査し、監査結果に関する信頼性についての疑義が払拭されたと合理的に判断できるのであれば、相当な注意を用いたといえるとの解釈を示しました。そして、本件においては、主幹事証券会社の会計監査人からのヒアリング結果や、主幹事証券会社自身が投書受領前に実施した取引先の実査や投書受領後に実施した追加調査の結果等を総合的に踏まえ、会計監査人の監査結果（無限定適正意見）に関する信頼性についての疑義が払拭されたと判断したことは合理的であり、一般の元引受証券会社を基準として通常要求される注意義務を尽くしたものであって、相当の注意を用いたと認められるとして、主幹事証券会社の責任を否定しました。

本控訴審判決は、財務情報（財務計算部分以外のものを含む）の虚偽記載があった場面における主幹事証券会社の注意義務について、「（会計の専門家ではない）一般的な元引受証券会社を基準として通常要求される注意を用いて」、「粉飾の存否（匿名の真偽）ではなく）監査結果に関する信頼性についての疑義が払拭されたと合理的に判断できるか否かを確認するために必要な追加調査」を行えば足りるとした点において、当該注意義務を限定的に解したものと評価し得ると考えられます。

パートナー 鈴木 克昌

☎ 03-6212-8327

✉ katsumasa.suzuki@mhmjapan.com

アソシエイト 篠原 孝典

☎ 03-6266-8783

✉ takanori.shinohara@mhmjapan.com

アソシエイト 大下 真

☎ 03-5220-1823

✉ makoto.oshimo@mhmjapan.com

Client Alert

12. 税務：平成 29 年度改正 外国子会社合算税制に関する Q&A の公表

平成 29 年度税制改正により、外国子会社合算税制（タックス・ヘイブン対策税制）についての大幅な改正が行われました。これらの改正は、原則として、外国関係会社の 2018 年 4 月 1 月以後に開始する事業年度から適用されます。それに先立ち、国税庁は、2018 年 1 月、「平成 29 年度改正 外国子会社合算税制に関する Q&A（情報）」（「本 QA」）を公表しています。

本 QA では、平成 29 年度税制改正により新たに導入された、会社単位での合算課税の対象となるいわゆるペーパーカンパニーの要件の考え方、経済活動基準のうち、事業基準の対象から除くこととされた航空機リース会社の要件についての考え方、部分合算課税の対象となる受動的所得の考え方についてまとめられています。

ペーパーカンパニーの判定に関する実体基準に関しては、(i) 固定施設（例えば賃借している建物の一室）が主たる事業に使用されていない場合や、主たる事業を行うために必要と認められないものである場合には、実体基準を満たさないこととなる、(ii) そもそも主たる事業が人の活動を要しない事業である場合には、主たる事業を行うに必要と認められる固定施設は有していないこととなる、との考え方が示されているという点に留意を要します。

海外に子会社・関係会社を有する企業は、本 QA も参照しつつ、外国子会社合算税制の適用の有無を検討する必要があります。

< 参考資料 >

平成 29 年度改正 外国子会社合算税制に関する Q&A（情報）

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/180111/index.htm>

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com

アソシエイト 山川 佳子

☎ 03-6213-8125

✉ yoshiko.yamakawa@mhmjapan.com

13. 中国・アジア（ミャンマー）：競争法規則の成立

ミャンマー商業省（Ministry of Commerce）は、2017 年 10 月 9 日付 Notification 第 50/2017 号（「本 Notification」）において、競争法（Competition Law）の施行細則である競争法規則（Competition Rules）（「本規則」）を公表しました。なお、本 Notification の日付によると、本規則は昨年 10 月時点で既に成立していたものと思われるが、2018 年 2 月下旬になって初めて商業省のウェブサイトで公表されたものです。

Client Alert

競争法は2015年2月24日に成立し、2年の準備期間を経て2017年2月24日より施行されています。しかし、2018年3月末時点においてもなお、その執行機関である競争委員会(Competition Commission)が未設立である等、その実質的な運用は行われていないのが実状です。

本規則は、競争委員会及び競争法違反の嫌疑案件を調査する調査委員会(Investigation Commission)の組織・運営、嫌疑案件の競争委員会への通報、関係当局による嫌疑案件の調査手続といった規制当局側の組織及び手続に関する規定がその大半を占めています。一点、事業者側への影響という観点から注目すべき内容として、嫌疑案件の調査に関する協力により一定の範囲における処罰の減免が受けられるリニエンス制度の詳細が明記されたことが挙げられます。具体的には、嫌疑案件の調査開始前又は調査期間中において、当該案件に関与した者が自主的に調査への協力をを行った場合、提供された証拠・情報や調査協力の先後に応じ、裁判所の判断により、下表のとおり罰則について一定の減免が受けうる事が定められています。

調査協力の時期	調査協力の先後	処罰減免の程度(上限)
調査開始前	1人目	(すべての証拠等を開示した場合)100% (一部の証拠等のみを開示した場合)80%
	2人目	50%
	3人目~5人目	30%
調査期間中	1人目~3人目	30%

なお、競争法に基づく規制の対象となる市場シェアや売上高等の具体的な基準は、法律上明記されておらず、施行細則等において追って明確化されることが想定されていました。本規則ではこれらの基準は特に定められておらず、今後、本規則に基づいて設立されることが見込まれる競争委員会が具体的な基準を定めていくことになると考えられます。2015年の成立後、2017年に施行が開始された後にも、その運用に関しては何ら具体的な動きが見られなかった競争法ですが、本規則の制定を契機に今後本格的な運用開始に向けて当局の動きが活発化することもありうると思います。適用基準の制定を含め、当局の動向を注視していく必要がありそうです。

パートナー 武川 丈士

☎ +65-6593-9752 (シンガポール)

☎ +95-1-255135 (ヤンゴン)

✉ takeshi.mukawa@mhmjapan.com

パートナー 眞鍋 佳奈

☎ +65-6593-9762 (シンガポール)

☎ +95-1-255137 (ヤンゴン)

✉ kana.manabe@mhmjapan.com

アソシエイト 井上 淳

☎ +95-1-255136 (ヤンゴン)

✉ atsushi.inoue@mhmjapan.com

Client Alert

14. 新興国：UAE における外資規制緩和の進展

従来より、UAE 政府は外資規制の緩和方針を打ち出していましたが、その一環として、UAE の商事会社法（Commercial Companies Law）が改正され、UAE 政府に対して特定の会社・事業分野について外資規制を緩和する権限が与えられることとなりました。

商事会社法上、UAE のオンショア（各種の特例措置等が認められている Free Zone 外の UAE 国内を意味します。）において会社を設立する場合、外国企業による持分所有は 49%を超えてはならず、51%以上を UAE 国民又は UAE 国民が 100%所有する会社に所有されなければならないとされています。そのため、外国企業がオンショアで会社を設立する場合には、持分の過半数を所有することとなる UAE 国民等を見つけなければならない、このことが外国企業による UAE のオンショアへの進出の 1 つのハードルとなっています。このような状況のもと、商事会社法の外資規制に関する規定が改正（2017 年 10 月 28 日施行）され、UAE 政府に対して、オンショアにおいても外国企業等による全部又は過半数の持分所有が認められる会社・事業分野を決定する権限が与えられることとなりました。

現時点では外資規制緩和の対象となる会社・事業分野は特定されておらず、いつの時点で決定されるかも明確ではありませんが、外資規制の緩和が実現すれば日本企業による UAE 進出に際しての選択肢が増えることになるため、今後も UAE 政府の動向を注視することが重要です。

パートナー 梅津 英明

☎ 03-6212-8347

✉ hideaki.umetsu@mhmjapan.com

アソシエイト 西尾 賢司

☎ 03-6266-8762

✉ kenji.nishio@mhmjapan.com

アソシエイト 寺井 勝哉

☎ 03-6213-8160

✉ katsuya.terai@mhmjapan.com

15. 国際訴訟・仲裁：ICC 及び SIAC の 2017 年の実績数値

2018 年 3 月 7 日、国際商業会議所（ICC）は、2017 年の ICC における仲裁事件の実績値を公表しました。それによると、2017 年に ICC において申し立てられた仲裁事件の件数は 810 件で、2016 年の 966 件からは減少となりました。他方で、仲裁の当事者の国籍は 142 か国であり、2016 年の 137 か国よりも増加しています。金額面では、係争金額の合計は約 308 億ドルで、全体の 60%以上を占める係争金額 200 万ドル以上の案件の係争金額の平均は 4,500 万ドルとなっています。ICC の仲裁事件の特色として、

Client Alert

国家又は国家関係の組織が当事者となる案件が比較的多く、2017年の仲裁申立事件のうち15%がこうした案件です(2016年は11%)。そのうち、二国間投資協定に関する事件は4件でした。

また、同じ2018年3月7日に、シンガポール国際仲裁センター(SIAC)も2017年の仲裁事件の実績値を公表しています。SIACで2017年に申し立てられた仲裁事件の件数は452件、仲裁の当事者の国籍は58か国となりました。係争金額の合計は約40億ドル、1件当たりの平均係争金額は約1,447万ドルということですので、ICCと比較すると、平均的な係争金額は低めとなりますが、SIACの仲裁申立件数は2016年は343件、2015年は271件であり、毎年、SIACでの仲裁申立件数は着実に増加しています。SIACでの仲裁の当事者の国籍はシンガポール、インドの比率が高いことが目立ちますが、日本企業を当事者とする仲裁案件も2017年の新規案件では13件(申立人側9件、被申立人側4件)であり、日本企業もSIACの仲裁事件を積極的に活用する傾向があることがわかります。スイス、ドイツ、アメリカ合衆国といった欧米系の企業が当事者となる案件も増加傾向にあります。

今後も国際仲裁の動向に注視していく必要があります。

パートナー 横田 真一郎

☎ 03-6262-8365

✉ shinichiro.yokota@mhmjapan.com

Client Alert

セミナー情報

www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー 『契約条項の基本と実務』

開催日時 2018年4月9日(月) 13:30～16:30

講師 小島 冬樹

主催 株式会社商事法務

- セミナー 『平成30年定時株主総会における想定質問作成及び回答のポイント 第1回』

開催日時 2018年4月9日(月) 14:00～17:00

講師 奥山 健志

主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『基礎からわかる「企業統治(コーポレート・ガバナンス)」』

開催日時 2018年4月11日(水) 13:00～17:00

講師 内田 修平

主催 みずほ総合研究所株式会社

- セミナー 『株主総会事務局の役割と議事運営上の留意点』

開催日時 2018年4月12日(木) 14:00～17:00

講師 三浦 亮太

主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『知的財産権に関する契約条項の基本と実務』

開催日時 2018年4月23日(月) 13:30～16:30

講師 上村 哲史

主催 株式会社商事法務

- セミナー 『ライツ・オフリングの新展開～「行使価額ノンディスカウント型」や「一部コミットメント型」など新手法の登場～』

開催日時 2018年4月24日(火) 13:30～16:30

講師 根本 敏光

主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『民法(債権法)改正の全体像と施行に向けた実務ポイント』

開催日時 2018年4月25日(水) 14:00～17:00

講師 青山 大樹

主催 SMBCコンサルティング株式会社/レクシスネクシス・ジャパン株式会社

Client Alert

文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『コンプライアンスのための金融取引ルールブック（第17版）』
（2018年3月刊）
出版社 株式会社銀行研修社
著者 野村 修也（監修）
小田 大輔、白川 剛士、吉田 和央、篠原 孝典、湯川 昌紀、白根 央、
河上 佳世子、江橋 翔、小川 友規、尾登 亮介、吉田 瑞穂、飯島 隆博、
富永 喜太郎、山川 佳子、岩澤 祐輔、千原 剛、溝端 悠太（共著）

- 本 『独占禁止法と損害賠償・差止請求』（2018年3月刊）
出版社 株式会社中央経済社ホールディングス
著者 村上 政博（監修）
宇都宮 秀樹（編集代表）

- 本 『法学の誕生 - 近代日本にとって「法」とは何であったか』（2018年3月刊）
出版社 株式会社筑摩書房
著者 内田 貴

- 本 『逐条解説 2017年金融商品取引法改正』（2018年3月刊）
出版社 株式会社商事法務
著者 森田 理早（共著）

- 論文 「グループ会社管理の実務における諸論点（3）企業グループにおける内部監査」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2159
著者 山内 洋嗣、金山 貴昭

- 論文 「ミャンマー新会社法の全体像と今後の課題」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2162
著者 眞鍋 佳奈

- 論文 「生態環境損害賠償制度の全国拡大」
掲載誌 国際商事法務 Vol.46 No.3
著者 本間 隆浩

Client Alert

- 論文 「日本企業のための国際仲裁対策（1）～（72・完）」
掲載誌 商事法務ポータル
著者 関戸 麦

- 論文 「ジョイントベンチャー・業務提携における独禁法上の留意点(上)」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.18 No.5
著者 高宮 雄介、水口 あい子（共著）

- 論文 「すぐに使える 危機管理の書式（3）調査計画の策定から本格調査まで」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.18 No.5
著者 藤津 康彦、塚田 智宏

- 論文 「知財判例速報 プロダクト・バイ・プロセスクレームと明確性要件 - 知財高判平成 29 年 12 月 21 日」
掲載誌 ジュリスト 1517 号
著者 田中 浩之

- 論文 「監査役の実務対応に関する最近の裁判例」
掲載誌 月刊監査役 No.680
著者 松井 秀樹

- 論文 「東南アジア各国における会社法制と法務上のリスク - 第 8 回
フィリピンにおける会社法制と主要な法務上のリスク」
掲載誌 月刊監査役 No.681
著者 梅津 英明、園田 観希央

- 論文 「会計不正と監査役の実務対応」
掲載誌 月刊監査役 No.681
著者 藤津 康彦

- 論文 「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 29 年法律第 45 号）の概要 - 会社法関係 - 」
掲載誌 金融法務事情 No.2085
著者 渡辺 邦広

Client Alert

- 論文 「フェア・ディスクロージャー・ルールガイドラインの解釈と実務」
掲載誌 旬刊経理情報 No.1508
著者 根本 敏光、森田 理早（共著）

- 論文 「ヘルスケア関連企業が留意すべき健康・医療ビッグデータ活用の最新動向」
掲載誌 会社法務 A2Z 第 130 号
著者 岡田 淳

- 論文 「ヘルスケア関連企業と医療機関等との関係（臨床研究編）～臨床研究法の制定～」
掲載誌 会社法務 A2Z 第 131 号
著者 浦岡 洋

- 論文 「運送法・海商法改正案 - 今回の改正案の考え方」
掲載誌 法律時報 通巻 1122 号（第 90 巻第 3 号）
著者 野村 修也

- 論文 「【解説】InsurTech（インシュアテック）とは？概要と法的問題」
掲載誌 The Finance
著者 吉田 和央

- 論文 「改正民法のはなし（その 5）法定利率」
掲載誌 民事法務 No.380
著者 内田 貴

- 論文 「フェア・ディスクロージャー・ルールのスタート～政府令とパブリックコメント結果を踏まえての考察と実務対応～」
掲載誌 ディスクロージャー & IR Vol.4
著者 峯岸 健太郎

- 論文 「アルゼンチン：贈賄行為に関する法人の刑事責任を定める新法」
掲載誌 MUFG BizBuddy（MUFG グループの会員向けウェブサービス）
著者 梅津 英明、今仲 翔、大川 信太郎

- 論文 「実務に役立つ法律基礎講座（37）再雇用・定年延長」
掲載誌 労政時報 3947 号
著者 安倍 嘉一、宇賀神 崇

Client Alert

NEWS

<http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- 戸嶋 浩二 弁護士が日本屋根ドローン協会 顧問に就任しました

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com